

辻元議員、産経新聞に勝訴 東日本大震災で災害ボランティア担当の首相補佐官に任命された際の記事は名誉毀損(きそん)だとして、民主党の辻元清美衆院議員が産経新聞社側に3300万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は22日、80万円の支払いを命じた。問題となったのは、2011年3月16、21日付朝刊の論評記事。辻元議員が1992年のカンボジア視察で復興活動をしていた自衛官に侮辱的な発言をし、阪神大震災の被災地では反政府ビラをまいたと指摘した。齋藤清文裁判長は、いずれも真実でないとした上で、「辻元議員らに一切取材しておらず、政治的な論評を中心とする欄の記事だとしても免責されない」と判断した。